

# 改正種苗法における重要な形質の考え方

令和3年12月

**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

# ①品種登録手続きに係る見直しの背景

# 1. 改正種苗法の全体像

- 種苗法の一部を改正する法律は令和2年12月2日に成立し、9日に公布された。
- 主な条文の**施行日**は令和3年4月1日及び**令和4年4月1日**となっている。

- 1 輸出先国の指定（海外持出制限）  
[令和3年4月1日施行]
- 2 国内の栽培地域指定（指定地域外の栽培の制限）  
[令和3年4月1日施行]
- 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う  
[令和4年4月1日施行]
- 4 登録品種の表示の義務化  
[令和3年4月1日施行]
- 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ  
[令和4年4月1日施行]

- 6 育成者権を活用しやすくするための措置  
[令和4年4月1日施行]
  - ①特性表の活用
  - ②訂正制度の導入
  - ③判定制度の創設
- 7 職務育成規定の見直し  
[令和3年4月1日施行]
- 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化  
[令和3年4月1日施行]
- 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化  
[令和3年4月1日施行]
- 10 その他の主な改正事項
  - ・育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする
  - ・裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する

## 2. 改正前の種苗法における課題

- 現行制度では、侵害品と疑われる品種が発見された場合、侵害立証の主たる方法としては
  - ①品種登録時の植物体を準備する（品種登録時の植物体がない場合は、現時点で存在する植物体が品種登録時から変質していないことを証明する）とともに、
  - ②侵害疑義品種と①の登録品種とを比較栽培することが必要であり、**育成者権者にとって大きな負担**であった。

育成者権の侵害立証の負担が大きいことにより、

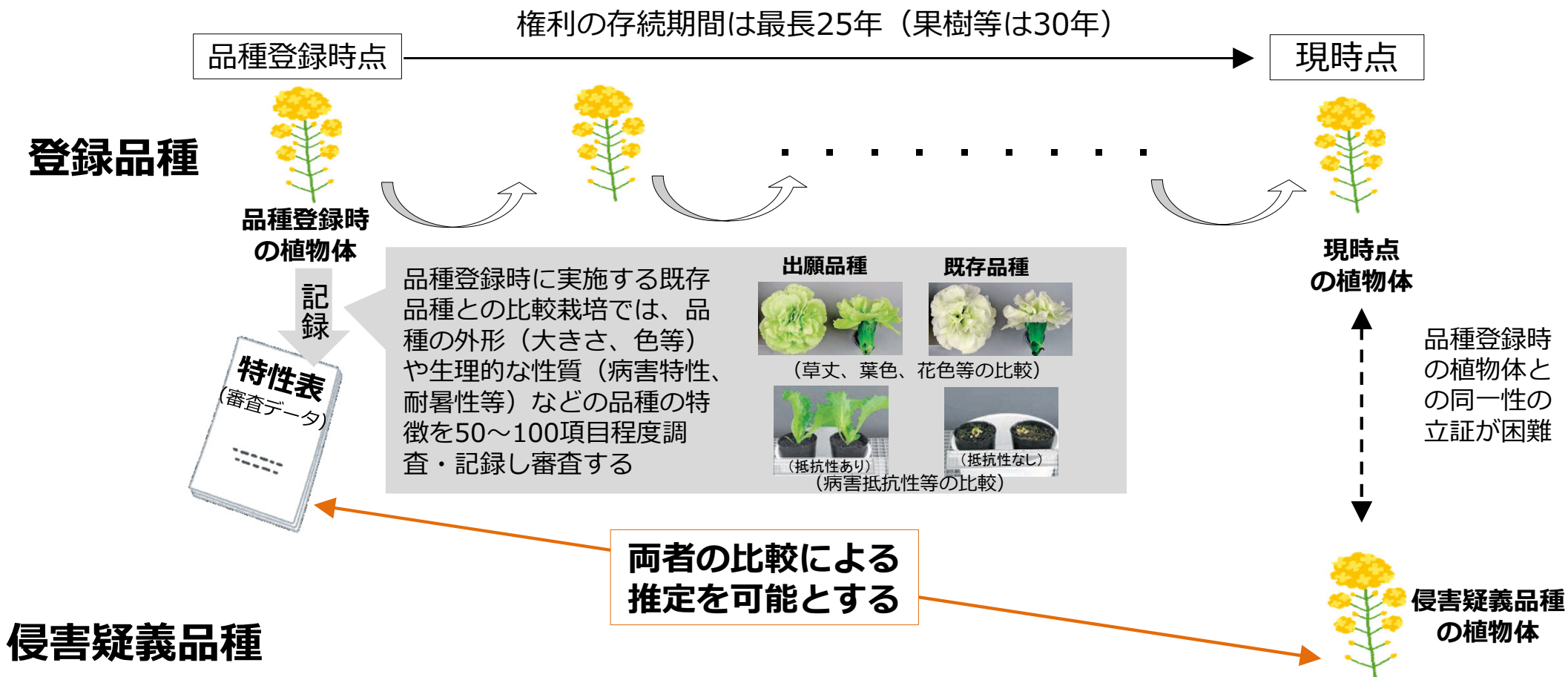
- 育成者権行使の障害となり、訴訟提起などの必要な手段に踏み切れない。
- 裁判において植物体同士の比較が必要とされ、品種登録時の植物体が保存できていなかった結果、育成者権が及ばないと判断された事例も発生。

育成者権の行使を容易にするために、

- ① 品種登録時に作成する「**特性表**」により**品種の区別性を推定**する規定を創設。
- ② 特性表による推定規定を有効に機能させるために、**品種登録出願手続も見直し**を図る。

# ①特性表による推定規定の創設（R4.4.1施行）

- 侵害立証においては、「現物主義」による登録品種の植物体との比較が主な立証方法であるが、この立証は必ずしも容易ではない。
- 改正法では、品種登録時の品種の特性を記録した「**特性表**」（審査特性）と侵害が疑われる種苗を**比較**することにより、育成者権が及ぶ品種であることを**推定**できることとし、**侵害立証の容易化**を図っている。
- 審査特性を表した「**特性表**」の内容が改正種苗法により**重要**となっている。



## ②品種登録手続の見直し

- 特性表による推定規定を有効に機能させるために、品種の特性が特性表に的確に表現されるよう、品種登録手続も見直しを図る。

品種の特性が特性表に的確に表現されるためには、

- 出願者が出願の時点で出願品種の特性を把握し、申告する必要。
- これまで以上に充実した品種登録審査を行う必要。
- 品種登録に先立ち、出願者が特性表の内容を確認し、必要に応じて再調査を請求できるようにする必要。
- 品種登録後は、登録品種の特性表を誰でも容易に確認できるようにする必要。



### 【見直し事項】

- 出願の際、「**出願品種の特性**」の願書への記載を義務付ける。
- 栽培試験又は現地調査を行う場合には**審査手数料**を徴収する。
- 品種登録に先立ち、**特性表の内容を出願者に通知**し、特性表の**訂正請求の機会**を設ける。
- 品種登録の際には、特性表を品種登録簿への掲載に加えて、**インターネット等で公表**する。

⇒審査の充実により、特性表の質の向上のみならず、海外での品種登録における審査結果の活用・品種登録の迅速化も期待される。

②新たな品種登録手続きにおける  
重要な形質の取扱い

# 必須形質と選択形質

- ✓ 改正種苗法により、重要な形質について審査で特定された特性（審査特性）に基づく推定規定が創設される。
- ✓ 一方、審査の際、全ての「重要な形質」について必ず調査することは早期の品種登録を実現するうえでは適切ではなく、出願者に費用面で過度な負担を課すことになる。



重要な形質を①**必ず調査する形質（必須形質）**と②**出願者が求めた場合に限り調査する形質（選択形質）**に区分して、審査する（具体的には、重要な形質を定める告示を改正し、重要な形質の一部を「**選択形質**」に指定。）

## 重要な形質

### 必ず調査する重要な形質（必須形質）

- DUS（区別性、均一性、安定性）を審査するために必要な基本的な形質
  - 主として通常の栽培方法で確認できる形態的特性
  - 国際的な基準等を勘案し、必ず調査する病害虫抵抗性等の特性を含む

### 出願者が求めた場合にのみ調査する形質（選択形質）

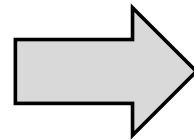
- 左記以外
  - 植物の外見からは判断できない病虫害抵抗性や成分等の別途の試験や分析等を要する特性



# 願書における重要な形質（必須形質・選択形質）の記載

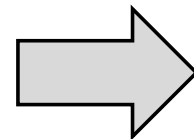
- ✓ 改正前は、出願時に、対照品種の選定に必要な特性、区別性の根拠となる特性のみを願書（説明書）に記載。
- ✓ 品種の特性を申告させた上で審査を行うために、**審査において必ず調査する必須形質**については、原則**全ての形質**について、特性を願書（説明書）に記載する。
- ✓ **選択形質**については、**出願者が特性表への記載を求める形質**についてのみ、特性を願書（説明書）に記載する。
- ✓ 訂正は、願書（説明書）に記載した特性についてのみ調査を求めることができる。
- ✓ 判定においても、特性表に記載された形質のみ調査を求めることができる。

**必ず調査する重要な形質  
(必須形質)**



原則**全ての形質**について、  
特性を願書（説明書）に記載

**出願者が特性表への記載を求めた  
場合に調査する形質（選択形質）**



**調査を希望する形質**についてのみ、  
特性を願書（説明書）に記載

願書(説明書)への  
特性の記載



+ 特性の  
裏付け資料



# (参考1) 別途の試験や分析等を要する特別な形質のうち 必須形質と選択形質の仕分け例

## <ホウレンソウ>

必須形質：抽だい期

選択形質：ベと病レース1 抵抗性、ベと病レース2 抵抗性、ベと病レース3 抵抗性、ベと病レース4 抵抗性、ベと病レース5 抵抗性、ベと病レース6 抵抗性、ベと病レース7 抵抗性、ベと病レース8 抵抗性、ベと病レース10 抵抗性、ベと病レース11 抵抗性、ベと病レース12 抵抗性、ベと病レース13 抵抗性、ベと病レース14 抵抗性、ベと病レース15 抵抗性、ベと病レース16 抵抗性、ベと病レース17 抵抗性、キュウリモザイクウイルス抵抗性

## <スイカ>

必須形質：-

選択形質：つる割病レース1 抵抗性、つる割病レース2 抵抗性、炭そ病レース1 抵抗性

## <ソバ>

必須形質：-

選択形質：ルチン含量

## <コムギ>

必須形質：まき性

選択形質：Glu-A1 遺伝子座にある対立遺伝子の発現、Glu-B1 遺伝子座にある対立遺伝子の発現、Glu-D1 遺伝子座にある対立遺伝子の発現、粒質

## <メロン>

必須形質：つる割病レース 0 抵抗性、つる割病レース 1 抵抗性、つる割病レース 2 抵抗性

選択形質：つる割病レース1-2 抵抗性、うどんこ病 (Podosphaera xanthii レース1) 抵抗性、うどんこ病 (Podosphaera xanthii レース2) 抵抗性、うどんこ病 (Podosphaera xanthii レース5) 抵抗性、うどんこ病 (Golovinomyces cichoracearum レース1) 抵抗性、ワタアブラムシ抵抗性、ズッキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性、パパイヤ輪点ウイルス系統Guadeloupe抵抗性、パパイヤ輪点ウイルス系統E2抵抗性、マスクメロンえそ斑点ウイルス抵抗性、キュウリモザイクウイルス抵抗性

## (参考2) その他の重要な形質の見直し

UPOVテストガイドラインに調和していない、いわゆる旧形式の審査基準には、調査対象が明確でない、具体的な定義がない等、出願されても審査が困難な形質が存在。これらは、いったん重要な形質から整理した上で、今後の出願状況を踏まえ、順次追加を検討。

整理する形質は、旧形式の審査基準を中心とした以下の要件に該当する形質とし、原則として重要な形質から外した上で、出願状況を踏まえ、その必要性を改めて検討し、加える必要がある形質は対象の明確化や再現性のある客観的評価法等に改める。(326区分 約2000形質)

### <整理する形質の要件>

- ① **品種特性の対象が明らかでない形質**  
重要な形質例：病害抵抗性、虫害抵抗性
- ② **客観的評価方法の定義がない形質**  
重要な形質例：環境耐性、耐寒性、耐暑性、耐干湿性、耐折裂性
- ③ **環境影響を大きく受け、再現性のある評価困難な形質**  
重要な形質例：休眠性、性表現、採種性、主に食用としてデンプン源、タンパク源等として使用するものにあつては収量性)
- ④ **審査に長期間を要する形質**  
重要な形質例：着果習性
- ⑤ **UPOVで認めていない評価方法の形質（主観的な評価）**  
重要な形質例：香気、風味
- ⑥ **純粋な品種特性よりも加工技術等の影響が大きい形質**  
重要な形質例：株貯蔵性、加工適性、挿し木の難易、台木用品種にあつては、接ぎ木の難易、接ぎ木後の草勢及び台木の根の発育

(例) 注：アンダーラインの重要な形質を整理

### <エクメア>

- 一 草型及び草丈
- 二 葉形、葉の大きさ、葉色、葉の光沢、葉の厚さ、葉質、葉の硬さ、葉面の白粉の程度、葉縁のとげの形状及び吸枝の発生程度
- 三 花穂の形、花穂の大きさ、花穂の色、ほうの毛の多少、ほうのとげの有無、花弁の形、花弁の大きさ、花弁の色、一花ほうの花数、花柄の長さ、花柄の太さ、花柄の色及び花柄の毛の多少
- 四 開花期、花柄の分岐性、耐寒性、繁殖性、病害抵抗性及び虫害抵抗性

### <アシタバ>

- 一 草姿及び草丈
- 二 茎の形状及び葉の形状
- 三 花の形状、果実の形状（果実を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）及び種子の形状（種子を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）
- 四 品質特性
- 五 早晚性、ねん性（不ねん現象のあるものに限る。）、環境耐性、病害抵抗性及び虫害抵抗性

## (参考3) その他の重要な形質の見直し

今回の諮問植物のうち、旧形式の審査基準で成分の分析が重要な形質となっている工芸作物等については、施行規則別表3の制定に合わせて分析対象となる成分等を明確化するとともに、旧形式の審査基準を新様式へ見直し。今後の出願状況を踏まえ、審査基準の見直しを実施予定。

スイカ、メロンは、現行の審査基準において病害抵抗性がレース毎に定められていることから、重要な形質の告示について整合を図る。

### ○基準を旧形式から新形式に改めたもの等 告示(現行)

	成分	見直し後
(1) トリカブト	成分	→ アルカロイド含有率
(2) オオバナオケラ	成分	→ 精油含量
(3) テンサイ	根中糖分、糖量、無機成分	→ 根中糖分含有率、糖量、ナトリウム含有量、カリウム含有量、可溶性窒素含有量
(4) アブラナ	品質、病害抵抗性	→ 葉肉の辛味、根こぶ病抵抗性
(5) ミシマサイコ	成分	→ エタノールエキス含有率
(6) ベニバナ	成分	→ 色素含有率、油脂含有率
(7) スイカ	つる割病抵抗性、炭そ病抵抗性	→ つる割病抵抗性(レース0)、つる割病抵抗性(レース1)、つる割病抵抗性(レース2)、炭そ割病抵抗性(レース1)
(8) メロン	つる割病抵抗性、うどんこ病抵抗性 パパイヤ輪点ウイルス抵抗性	→ つる割病レース0抵抗性、つる割病レース1抵抗性、つる割病レース2抵抗性、つる割病レース1-2抵抗性、うどんこ病(Podosphaera xanthii レース1)抵抗性、うどんこ病(Podosphaera xanthii レース2)抵抗性、うどんこ病(Golovinomyces cichoracearum レース1)抵抗性、パパイヤ輪点ウイルス系統Guadeloupe抵抗性、パパイヤ輪点ウイルス系統E2抵抗性
(9) エゾウコギ	成分	→ エタノールエキス含有率、イソフラキシジン含有率
(10) ハッカ	成分	→ メントール含有率、カルボン含有率
(11) ジオウ	成分	→ エタノールエキス含有率
(12) ダイオウ	成分	→ エタノールエキス含有率(薬用品種に限る。)、センノサイドA含有率(薬用品種に限る。)
(13) ゴマ	品質特性	→ セサミン含有量
(14) ステビア	成分	→ 総ステビオサイド含有率、ステビオサイド含有率、レバウディオサイドA含有率
(15) センブリ	成分	→ スウェルチアマリン含有量、エタノールエキス含有率

# (参考4) 種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質の公示（案） 一部抜粋

○農林水産省告示第 号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第五条第二項の規定に基づき、重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質（以下「選択形質」という。）を次のように定め、令和四年四月一日から施行し、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十四号（種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質）は、同日付で廃止する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

区分	重要な形質	選択形質
(略)	(略)	(略)
落花生	開花期、草姿、株の粗密、莖のアントシアニンの	オレイン酸含有量

	着色、主莖の着花の有無、一次側枝の着花習性、葉の緑色の濃淡、小葉の長さ、小葉の最大幅部の位置、小葉の長さ／幅、小葉の先端の形、花色、主莖の長さ、側枝の長さ、さやのくびれ、成熟期、さやの長さ、さやの厚さ、さやの表面の網目の強弱、さやの粒数、さやの殻の厚さ、種皮の表面の主な色、種皮の表面の二次色、種皮の裏面の色、子実の長さ／幅、百粒重、オレイン酸含有量	
(略)	(略)	(略)
スイカ	倍数性、子葉の大きさ、子葉の形、子葉の緑色の濃淡、葉身の大きさ、葉身の長さ／幅、葉身の色、葉身の切れ込み、葉身の凹凸の強弱、葉身の葉脈の色、果実の重さ、果実の縦断面の形、果実の基	つる割病レース0抵抗性、つる割病レース1抵抗、つる割病レース2抵抗性、炭そ病レース1抵抗性

部のくぼみ、果実の先端の形、果実の先端のくぼみ、果皮の地色、果皮の脈の明瞭度、果皮の条斑の模様、果皮の条斑の幅、果皮の条斑の主な色、果皮の条斑の明瞭度、果皮の条斑の周縁、果実の果柄付着部の大きさ、果実の雌ずい痕の大きさ、果実の条溝、果実のろう質、外果肉の厚さ、内果肉の主な色、種皮の大きさ（三倍体品種に限る。）、種子の数（二倍体及び四倍体品種に限る。）、種子の長さ（二倍体及び四倍体品種に限る。）、種子の長さ／幅（二倍体及び四倍体品種に限る。）、種皮の地色（二倍体及び四倍体品種に限る。）、種皮の複色の有無（二倍体及び四倍体品種に限る。）、種皮の地色に対する複色の面積（二倍体及び四倍体

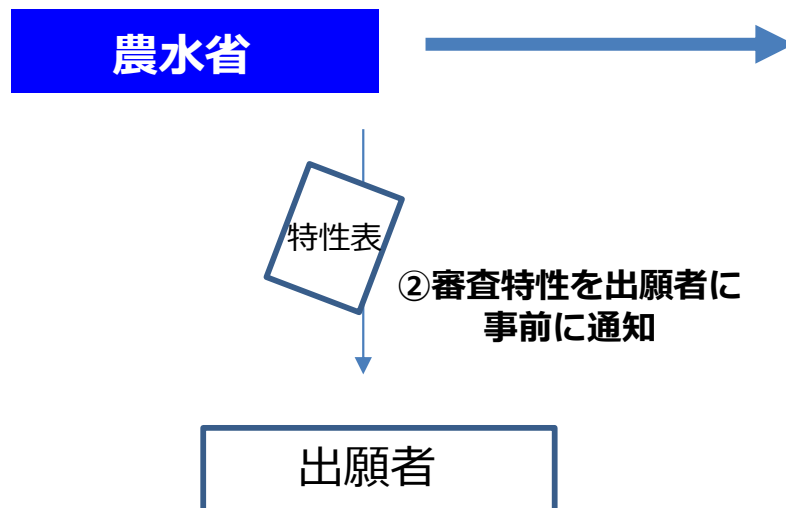
	品種に限る。）、種子のへその斑（二倍体及び四倍体品種に限る。）、雌花の開花期、つる割病レース0抵抗性、つる割病レース1抵抗性、つる割病レース2抵抗性、炭そ病レース1抵抗性	
(略)	(略)	(略)

### ③審査特性の公示と 訂正制度について

# 審査特性の公示

- ✓ 改正法により、これまで品種登録時に品種登録ホームページ等で公示していた品種の名称や特性の概要に加えて、「**審査によって特定した特性（審査特性）**」を新たに公示することになる。
- ✓ これにより、**誰でも登録品種の審査特性の内容を容易に確認できるようになる**（既存の登録品種の審査特性についても順次公表予定）。
- ✓ 改正法では、「審査特性」と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の区別性を推定する制度が導入され、審査特性の重要性が増すことから、審査特性の公示に当たっては、**出願者に事前に通知する**。

①審査によって出願品種の特性（**審査特性**）を特定し、登録の要件を満たすと判断。



※ 審査特性の訂正請求をすることも可能（後述）

## ③品種登録（公示※）

公示事項	
✓ 農林水産植物の種類	
✓ 登録品種の名称	
✓ 登録番号	
✓ 登録年月日	
✓ 特性の概要	
✓ <b>審査特性</b>	

審査特性	
形質	特性
草丈	やや高
葉の形	卵型
～抵抗性	あり
⋮	⋮

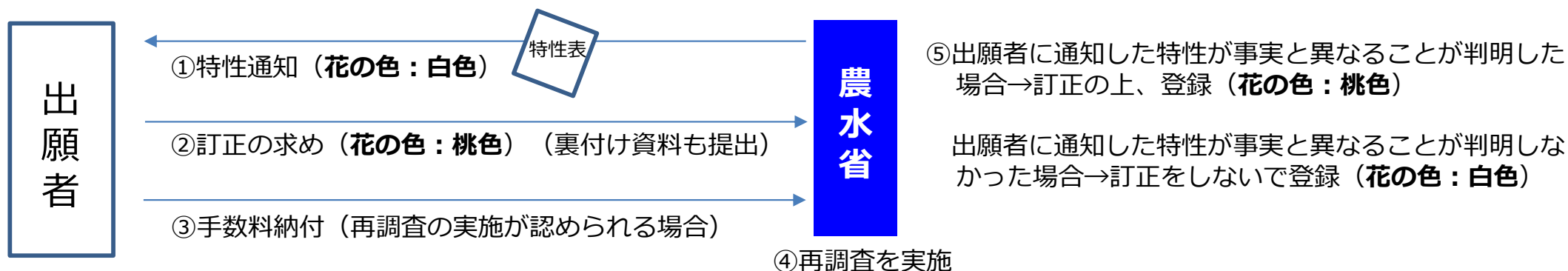
※ 品種登録ホームページ等において公示

# 訂正請求の手続

- ✓ 令和4年4月1日以降の品種登録については、**品種登録に先立ち**、出願者に対し、登録されることとなる特性表の内容（「**審査特性**」）を**通知する**。
- ✓ 通知後30日間、出願者は、**審査特性の訂正**を求めることができる。
- ✓ 農林水産省は、**明らかに訂正する理由がないと認められる場合を除き**、**訂正が求められた形質について再調査**（栽培試験等）を実施する。
- ✓ 訂正請求自体には費用が不要だが、**栽培試験又は現地調査に係る手数料**は必要。手数料の額は、訂正を求める形質に応じて、当初の審査の際の手数料と同様の額。手数料を支払わない場合、訂正請求は拒絶される。
- ✓ 再調査の結果、**出願者に通知した特性が事実と異なることが判明した場合**には、訂正する旨出願者に通知され、**特性表を訂正の上、品種登録**される。**事実と異なることが判明しなかった場合**には、訂正が認められない旨とその理由が出願者に通知され、**特性表を訂正せずに品種登録**される。

（注意点）

- ✓ 訂正請求時には、**願書に記載した特性が真実であることを証明する写真やデータの提出が必要であり、願書に記載していなかった特性への訂正請求は認められない。**



- ※ 願書に記載していなかった特性への訂正請求はできない。（「花の色：桃色」と願書に記載している必要）
- ※ 明らかに訂正する理由がないと認められる場合は、再調査を実施しない。（訂正せずに品種登録される）



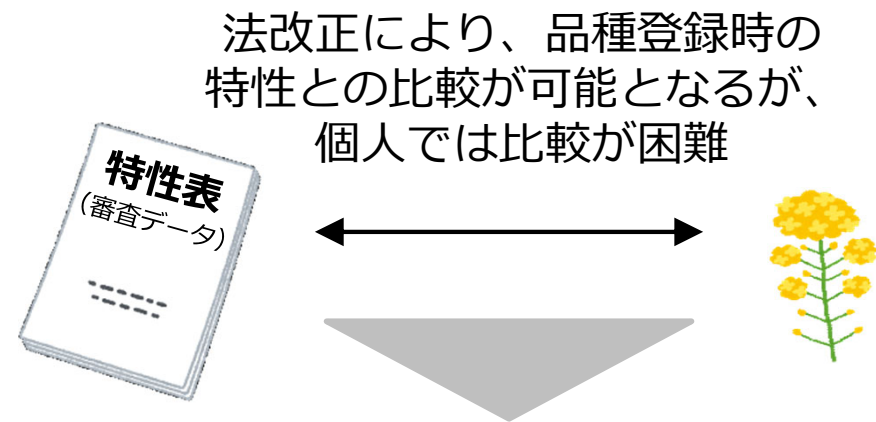
## ④判定制度について

# 判定制度とは

- 育成者権者等が**特性表と侵害疑義品種を比較することは困難**な場合もある
- このため、**育成者権者や侵害が疑われている者**などが、**農林水産大臣に対し**、この比較を行い判断をすることを求めることができる「**判定制度**」を創設  
(判定請求手続に費用は不要だが、栽培試験等に係る実費相当分の費用は必要)
- 判定制度を活用することにより、裁判での重要な証拠となるほか、当事者間での示談交渉や裁判外紛争解決手続(ADR)等での**迅速な紛争解決**にも役立つことが期待される(ただし、判定の結果に法的拘束力はない)

登録品種

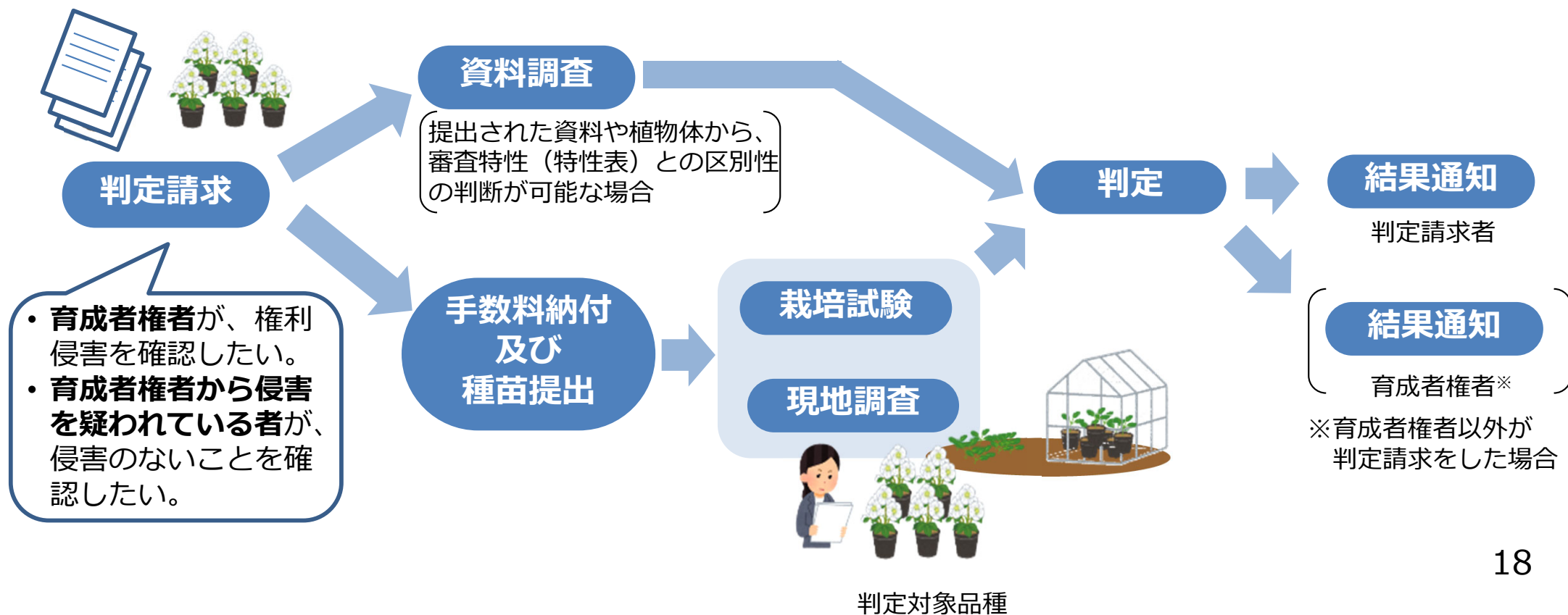
侵害疑義品種



**農林水産大臣が調査をした上で区別性を判定**

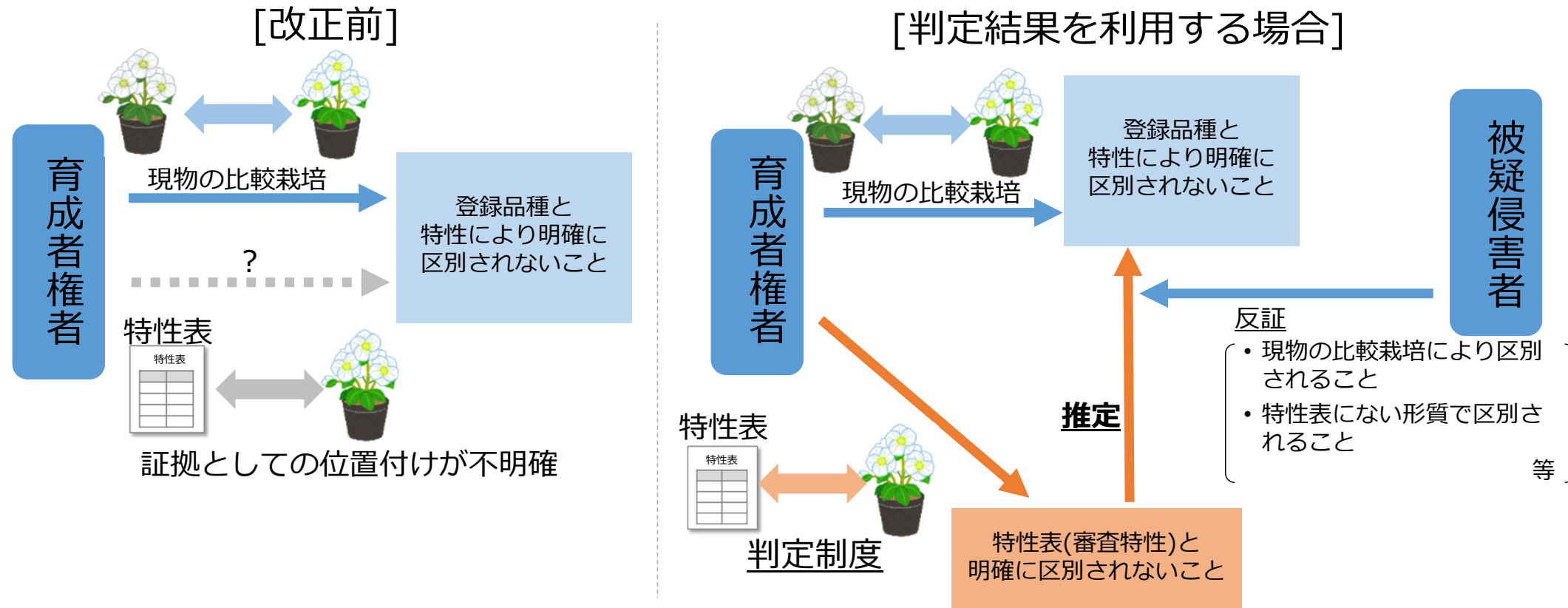
# 判定の手續

- 判定請求は、登録品種の**利害関係者**のみ請求可能。
- 判定請求書には、登録品種、判定対象品種に関する情報の記載が必要なほか、判定対象品種の植物体を用意する必要がある。
- 判定における調査は、**栽培試験**、**現地調査**、**資料調査**に分けられる（調査方法は提出された資料をもとに農林水産省が判断）。
- 特性表に記載された特性のみを調査の対象とするため、**出願時に願書に記載しなかった選択形質**については、判定のための**調査を求めることはできない**（裁判で選択形質に基づく主張をすることは可能）。
- 最終的な**判定の結果**は、**判定請求者**及び**育成者権者**に**通知**される。



# 育成者権侵害立証における判定結果の位置付け

- 判定は裁判での有力な証拠となり得るほか、当事者間での示談交渉等での迅速な紛争解決に役立つことが期待される。
- ただし、判定は法的拘束力があるものではなく、裁判で争うことにより異なる結論が出ることもあり得る。
- 特に、特性表に記載のない形質による区別性を主張して侵害を争う場合（例えば、特性表に記載のない選択形質による区別性を主張して侵害を争う場合や、古い審査基準で作成された特性表であるため記載のない形質による区別性を主張して侵害を争う場合）には、裁判で侵害の成否について争う必要。



- 種苗管理センターによる品種類似性試験は、今後も利用可能。
- 判定は育成者権侵害の立証のための不可欠の手段ではなく、税関に対する輸出入差止申立ての場面などでは、確立されたDNA品種識別技術などの利用が引き続き有用。

# まとめ

- 1 品種登録時の品種の「重要な形質」に係る特性を記載した「特性表」との比較により、育成者権の及ぶ品種であると推定できる規定が設けられ、「重要な形質」は、これまで以上に重要性が増している。
- 2 「必須形質」は品種登録審査において必ず調査し、「選択形質」については、出願者が特性表への記載を求めたものについてのみ、特性調査を実施する。  
「判定制度」においても、「特性表」に記載された形質に係る特性のみに基づいて、登録品種と明確に区別されない品種であるかどうか（区別性）を判断する。
- 3 出願者は、品種登録出願時にのみ、特性表に記載される「選択形質」を申請できる。
- 4 これらのことから、「重要な形質」に当たるかどうかに加え、「必須形質」と「選択形質」の区分についても、御意見をいただきたい。

(参考) 審査手数料について

# 出願料・登録料の見直しと審査手数料の導入

- ✓ 育成者権の取得・維持には、出願時に**出願料**を納付するとともに、品種登録後に**登録料**の納付が必要。改正法により、**現地調査・栽培試験に係る審査手数料**を導入。
- ✓ 出願後、現地調査・栽培試験の実施前に、**実費を勘案して設定した審査手数料**の納付が必要（納付されない場合、最終的に出願は拒絶される）。
- ✓ **審査手数料は、令和4年4月1日以降の出願**について必要になる（**令和4年3月31日以前の出願**については、**従前と同様の扱い**）。
- ✓ 審査手数料の導入に合わせて、**出願料、登録料を引き下げる。**

		改正前 (令和4年3月31日 以前の出願)	改正後 (令和4年4月1日 以降の出願)
出願料		47,200円	<b>14,000円</b>
審査手数料			栽培試験：93,000円～ 現地調査：45,000円～
登録料	1-3年目	6,000円／年	<b>4,500円／年</b>
	4-6年目	9,000円／年	
	7-9年目	18,000円／年	
	10年目以降	36,000円／年	<b>30,000円／年</b>

※ パブリックコメントを行っている内容であり、変更があり得る。

# 栽培試験に係る手数料

- ✓ **農研機構種苗管理センター**が実施する**栽培試験**は、特性審査において特性を調査する基本的な方法。
- ✓ 栽培に必要な設備や年数等を勘案して植物の品目ごとに栽培試験手数料を設定。
- ✓ **必須形質**に加えて**選択形質**の調査を出願者が希望する場合は別途手数料が必要。

	対象となる植物	単位	金額(円)	実施主体 (納付先)
<b>必須形質</b>	一般的な出願品種	1回当たり	93,000	農研機構
	果樹、茶、観賞樹(一部を除く)	1回当たり (必要年数により異なる)	279,000~ 465,000	
	きのこ	1回当たり	424,000	
	必須形質に特別な調査を要する形質を含む植物 〔トマト・イチゴ・トウガラシ メロン・コムギ等19種類〕	1回当たり	105,000 ~293,000	

選択形質を記載した場合は、上記に加えて1形質あたり以下の金額が必要。 **+**

<b>選択形質</b>	一部の植物 (51種類、252形質)	1形質当たり	8,500 ~275,000	農研機構
-------------	-----------------------	--------	-------------------	------



# 栽培試験に係る手数料（必須形質に特別調査形質を含む植物）

✓ **必須形質**に特別な調査が必要な形質（特別調査形質）を含む植物（19種類）については、通常の栽培試験に要する費用（93,000円）に加えて、各形質の調査のための**追加手数料**を加算した額の納付が必要。

作物区分	植物名	手数料の合計（円）	通常の栽培試験に係る手数料（円）	必須形質となる特別調査形質	追加手数料（円）	
食用作物	オオムギ	143,000	93,000	まき性	50,000	
	コムギ	143,000	93,000	まき性	50,000	
	マカロニコムギ	160,000	93,000	原麦粒のフェノール反応による着色 まき性	17,000 50,000	
野菜	トマト	273,000	93,000	サツマイモネコブセンチュウ抵抗性 萎凋病レース1 抵抗性 萎凋病レース2 抵抗性	60,000 60,000 60,000	
	イチゴ	143,000	93,000	ランナーの数	50,000	
	トウガラシ(ピーマン) (観賞用品種を除く)	243,000	93,000	トバモウイルス抵抗性 病原型0 (観賞用品種を除く。) トバモウイルス抵抗性 病原型1-2 (観賞用品種を除く。) トバモウイルス抵抗性 病原型1-2-3 (観賞用品種を除く。)	50,000 50,000 50,000	
	カリフラワー	143,000	93,000	春作の収穫の早晩性	50,000	
	タマネギ	224,000 (シャロット品種)	93,000	球のキログラム当たりの成長点の数	14,000	
				球の乾物率 雄性不稔性	17,000 50,000	
	メロン	273,000	93,000	つる割病レース0抵抗性 つる割病レース1抵抗性 つる割病レース2抵抗性	60,000 60,000 60,000	
	ナタネ	143,000	93,000	種子のエルシン酸含有の有無	50,000	
	ニンニク	107,000	93,000	ほう芽期	14,000	
	ホウレンソウ	143,000	93,000	抽だい期	50,000	
	果樹	パインアップル	105,000	93,000	果汁の多少	12,000
	飼料作物	エンバク	143,000	93,000	まき性	50,000
ソルガム		143,000	93,000	日長感応性	50,000	
工芸作物	アサ	168,000	93,000	テトラ・ヒドロ・カンビノール酸の多少	75,000	
	アジアワタ	193,000	93,000	繊維の長さ (繊維品種に限る。)	100,000	
	ケブカワタ	193,000	93,000	繊維の長さ (繊維品種に限る。)	100,000	
	ベニバナ	143,000	93,000	油脂含有率	50,000	

# 現地調査に係る手数料

- ✓農研機構における栽培試験の実施が困難で、出願者において栽培が可能と認められる場合（※）には、出願者に出願品種等を栽培してもらい、職員が確認に赴く**現地調査**を実施する（※今後、**現地調査の要件を明確化する予定**）。
- ✓現地調査の実施前に、**45,000円に職員による調査回数（予め実施計画で決定し、出願者に通知）を乗じた額**を現地調査の手数料として納付する必要（回数は2回程度を想定）。
- ✓改正法では、現行の**農水省**の職員に加えて、栽培試験を実施する**農研機構**の職員も現地調査を実施することとなる（※**現地調査の実施主体によって、手数料の納付先が異なるので注意が必要**）。
- ✓調査対象に特別調査形質が含まれる場合で、出願者自身での当該特性の調査が困難な場合は、特別調査形質のみ**栽培試験**を行う場合もある（この場合は、**追加手数料**の納付が必要）。

	対象となる植物	単位	金額	実施主体 (納付先)
<b>現地調査</b>	<b>全ての植物</b>	<b>1回当たり</b>	(例) 45,000×2 =90,000 (円)	<b>農水省 /農研機構</b>

+

※特別調査形質のみ栽培試験を行う場合

	対象となる植物	単位	追加手数料
<b>一部の 必須形質</b>	<b>一部の植物 (19種類、29形質)</b>	<b>1形質当たり</b>	<b>12,500円 ~100,000円</b>
<b>全ての 選択形質</b>	<b>一部の植物</b>	<b>1形質当たり</b>	<b>8,500円 ~275,000円</b>